

各機関における支援が必要な子どものための施策について

機 関	施 策
健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児世帯全戸訪問により、支援が必要、必要になりそうな児・親を把握、支援。</li> <li>・乳児(4か月児)健診では、乳児期における発達スクリーニング、必要な場合は、専門医療機関へつなぐ。</li> <li>・1歳6か月児健診・2歳児健診・3歳児健診では、問診でスクリーニング、心理相談あり、必要な場合、専門相談や親子教室、療育機関へつなぐ。</li> <li>・幼児健診等により把握した要経過観察の児・親対象に健全発達相談支援の教室を実施。</li> <li>・支援の必要な児について、福祉課・子育て支援課・保育園・幼稚園・学校・スマイル・関係事業所・医療機関・保健所との連携</li> <li>・障害を持つ子の保護者に対して継続的な相談、支援を行い、要望に応じて保護者の会を支援。</li> </ul>
子ども包括支援センター (健康づくり推進課内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な子どもの保護者及び関係機関からの相談対応</li> <li>・東備支援学校が実施する「就学前からの発達支援事業」のサポート</li> </ul>
福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士及び発達障害コーディネータによる相談事業の実施</li> <li>・当事者保護者や子育てに悩みのある保護者を対象にした保護者の会「ひだまりカフェ」の実施や「ひだまりカフェ通信」「ミントの部屋便り」などのチラシの発行</li> <li>・瀬戸内市相談支援ファイル「はぐくみ研修会」の開催及び関係部署との支援会議の実施</li> <li>・ペアトレ講座(7回)とフォローアップ講座の実施及び教育現場への臨床心理士とのケース会議の実施</li> </ul>
保 育 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な子どもがいるクラスについて、公立においては市費による保育士を担任以外に配置し、私立で配置した場合は委託費を加算措置(国・県及び単市)。</li> <li>・臨床心理士による巡回指導を実施 (平成26年度から・公立のみ 平成27年度夏からは公立・私立とも)</li> <li>・東備支援学校のコーディネーターの巡回(平成28年度から)</li> </ul>
幼 稚 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士による巡回指導を実施(平成28年度から) (平成27年度までは保健福祉部の巡回指導で対応)</li> <li>・東備支援学校のコーディネーターの巡回(平成28年度から)</li> </ul>
小 中 学 校	<p>保育園、幼稚園、小学校、中学校からの申請(医師の所見を付して)に基づき、教育支援委員会において審議され、入級が適していると判断された児童生徒は、特別支援学校への入学または特別支援学級への入級と判断される。(当該学校に特別支援学級がない場合や保護者が希望しない場合などには普通学級に在籍することもある。)</p> <p>支援が必要な子どもがいる学校には市費による支援員を配置。</p>